

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成28年5月12日（木）16:56～17:12

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

<関係省庁>

朝川 知昭 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

米澤 祐 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係長

<事務局>

杉田 香子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 保育所設置基準の柔軟化など、待機児童解消対策の抜本的拡充

3 閉会

○事務局 引き続き成長戦略の協議ということで、「保育所設置基準の柔軟化等の待機児童解消対策の抜本的拡充」について、厚生労働省から新たに御意見いただきましたので、それについて御議論いただきたいと思います。

本日、八田座長は御欠席のため、原委員に代理で座長をお願いしております。

議事要旨を原則公表することとしております。

それでは、以後の議事は原先生、よろしく申し上げます。

○原委員 これは削り過ぎですよ。

○朝川課長 いや、これは本当にぎりぎりここまでやって、これまでのやりとりを踏まえて、ぎりぎりこれまでの話を最大限生かしていますので。

○原委員 これはルール作りを関係自治体ないし区域会議が主導して進めるということは否定されていなかったのではありませんでしたか。

○朝川課長 省内で議論しましたが、やはり今日書かせていただいていますとおり、待機児童対策については緊急対策をこの3月に打って、かなり自治体の自由度の高い、自治体単独施設にも補助をすとか、そういう内容も含んだものを行っていますし、この4

月から規制の見直しをしているものもその中に入れていきますし、そういうものを行ったばかりで、さらに一億のプランもまとまりますので、待機児童対策の本筋はまずそこであるということで、やりながら、その状況を見て検討するというのが最初に書いてある。特区の提案があるということ踏まえ、その際、あくまで質を低下させないことを前提に、担い手のところと情報公開、第三者評価、そういったことを例示して、特区の活用も含めて検討を行う。これがこれまで議論した内容をちゃんと満たした形で御返答を書いたと。最後に、特区の活用も含めて検討を行うということを書いてございますので。

○鈴木委員 まず、緊急対策の文脈に乗らないものもあり得るという議論ですね。つまり、大阪府・大阪市が独自に、もちろん厚生労働省の緊急対策等の範囲内では議論してやりましょうということになりましたけれども、できないことは特区独自に規制緩和なり規制作りをしてもいいという両構えのお話ではありませんでしたか。これだともうほとんど、要するに、緊急対策の上に乗ってやってくれという感じになるのです。

○朝川課長 まず、先生方は、特に鈴木先生はそうおっしゃいますけれども、私どもとしては、大阪の特区提案は、私どもが今回やった措置で十分対応可能だと見えていますし、面積基準の特例とか人員基準の特例をそもそも見直すところについては合意できません。

したがって、その条件を満たしつつ書くと、こういうことになるということなのです。

○鈴木委員 そこが多分全然立場が違うのですけれども、私どもはできない部分もあると思っっているのです。

○朝川課長 それは現時点で合意できないわけです。

○鈴木委員 例えば何かと申しますと、まず、要するに、知事が指定する保育の資格というものについて、市町村長ができるということはないわけです。政令指定都市しかできないわけですね。それは大阪側の要求ですけれども。

○朝川課長 それは何のお話ですか。

○鈴木委員 人員基準で、要するに、3分の2は保育士で、3分の1の部分について。

○朝川課長 それは、大阪府は6月議会でも条例改正をしておっしゃっているようなので、それであれば、大阪府内の市町村には及びますので、何の問題もないというように、具体的な内容はこの一両日に詰め切れないことを踏まえるという必要がある。

○鈴木委員 例えば、それが一つ、藤原次長が挙げたことですね。

もう一つは、「当分の間」というのを外したいというのが彼らなのです。

○朝川課長 それも合意できないわけです。

○鈴木委員 でも、それは合意できないかどうかではなくて、特区の要望として上がってきたものでありますね。

○朝川課長 であれば、我々はこの全面削除だということが本来の意見なのですけれども、これまでのやりとりを踏まえて最大限それを生かして書くとしたらこういうことだということなのです。

○鈴木委員 ちょっと最後まで言わせていただいてもいいですか。

だから、朝川課長はそういうお立場でこの文面を持ってきたわけですがけれども、我々は、厚生労働省というか政府の緊急対策でできない要望が結構あるので、この特区の提案としては、そこから出るものも入れたいというのが我々の立場だということです。それが合意できるかどうかというのはこれから議論すればいいと思いますけれども、そういう意味では、「当分」というものを大阪は外したいと。

それから、当分ではなくて、特区で指定して、ある程度経営者たちが長期的な見込みができるような長さにしたいと。

それから、面積についても、5年の平成31年までというものをもう少し長いものにしたということなんです。

そして、面積基準、人員基準だけではなくて、認可の基準全体も議論したいと。つまり、採光とか運動場、そういうものも議論したい。

そして、3分の1というものの外で知事が指定した支援員を使えるという話なのですがけれども、国の基準の中にも割り込んで、有資格者ではないある程度の訓練を経た人も使いたいということなので、ここの部分は、ちょっとそこはグレーゾーンがあるみたいですがけれども、中には緊急対策では行えないものもあると思っています。

○朝川課長 それは分かっていますが、それも踏まえて省内で、大臣も含めた幹部の了解を得てきた文書ですので、もうこれで決着をさせていただきたいと思います。

○鈴木委員 要するに、緊急対策から外れるものは入れたくないという御判断なのですね。

○朝川課長 この一両日でそれは到底入れられませんので、溝がかなりあるわけです。

○鈴木委員 入れられる、入れられないの議論ではなくて、そこを議論することもできない。

○朝川課長 そうです。我々の立場はそうなのです。面積基準、人員基準を下回る議論をするということ自体が我々にとってはできないのです、というのが我々の主張です。

○鈴木委員 当分とか、平成31年以降というのもできないということ。

○朝川課長 それは面積基準であれば去年決めた、それもかなり議論をして政府として決めた内容です。去年ですよ。

○鈴木委員 割り込むのではなくて、長さの話です。

○朝川課長 長さをまさに決めたのです。延長するときに、今まで3年だったのを、大臣折衝もし、5年にしたのです。

だから、政府としても去年決めたのですということなんです。

「当分」のところは、非常に今までにない規制の見直しをやっていますので、これはやってみて実施状況を見ないと色々なことが分からないわけです。かつ、受け皿拡大が今、急速に進んでいるという状況を見ながら当分の間ということをやっていますので、別に明示的にいつまでという短期間で設定しているわけではありませぬので、そこをよく理解いただきたいということでございます。

これは本当にぎりぎりの案を持ってきていますので、それはこの一両日で決めましょう

ということで御提案があつて、我々も色々他にも案件がある中、精力的にやっつけてこういうものを持ってきたのですから、それは尊重していただきたい。

○原委員 御苦労いただいていることについては本当に御礼申し上げますのですが、ただ、この「ルール作りを関係自治体ないし区域会議が主導して進めることを検討し」というのがダメだというのは、なぜですか。

○朝川課長 それはもし、一般ルールのできるのであれば、改めて書く必要ございませんし、保育行政について主導するのは、やはり所管省庁である厚生労働省ですので、待機児童対策は御案内のとおり、昨年末から今年の2月、3月、4月とかなり政府全体で大きい議論がされてきて、一つ一つ段階が積み重ねられていますので、その積み重ねを無視してやっていくわけにはいきませんので、それをしっかり踏まえながらやっていく必要があるということでございます。

○原委員 でも、国家戦略特区の活用はよろしいわけですね。

○朝川課長 そう書いています。

○原委員 国家戦略特区を活用して関係自治体ないし区域会議において検討して進めるということは、別に否定されないわけですね。

○朝川課長 文末のところですか。

○原委員 はい。

○朝川課長 国家戦略特区の活用、これが一番広い言い方だと思います。活用と言っているわけですから。

○原委員 活用して、そのルール作りを区域会議で進めるということについても、別に否定はされていないわけですね。

○朝川課長 でも、それは一般ルールの話ですね。

○原委員 はい。

○朝川課長 一般ルールのことであれば、ここで書く必要はないですね。

○原委員 削られた理由がよく分からないのです。ここは何かお困りになると思ったのか。

○朝川課長 一般ルールでやられるものであれば、それをあえて強調して書くものではない。むしろ我々として強調すべきは、今まで積み重ねてきたものをしっかりやっていく必要がありますので、その一環として、国家戦略特区の活用も含めて検討するというそこがぎりぎりの線であるということです。

○原委員 分かりました。

だから、関係自治体と区域会議で検討して進めるということは否定されていないということだと理解しましたので、そこは別に削除しなくてよろしいのではないのでしょうか。

○朝川課長 それも含めて省内で検討し、この文を作っているのです。もうそれは本当に色々、私だってもっと言いたいことはいっぱいある。そちらもいっぱい言いたいことはある。そういう中で、この短期間で何か文章を決めなければいけないということでやっているわけですから、お互いそれはどこかで譲り合わなければいけないと思うのです。

○原委員 それから、二つ目のポツの「また」というところが全て削除というのは、これは何でしたか。

○朝川課長 これは書いてありますね。保育士をサポートする保育士以外の保育の担い手の活用というところに、下に持ってきているわけです。上に書いてありますね。

○原委員 準保育士という言葉が嫌だというのは理解したのですが、資格制度とかということも言えないのでしょうか。

○朝川課長 そうですね。資格制度とは何でしょうということですが、今でも色々な研修をやったり、検定をやったりということを自治体が独自にやられることはできるわけですね。そういうものをこういう文書で資格制度とあえて書かなくても、色々なものを含めて保育士以外の保育の担い手の活用ということで十分読めますので、そういうことを踏まえて表現しています。

○原委員 十分読めるのは分かりましたけれども、この資格制度を活用するという点についても否定はされないわけですね。それはおっしゃるように自治体でできることでしょうかということですね。

それから、三つ目の「さらに」のところは、情報公開以外のところがずっと切られているのは何ですか。

○朝川課長 結局は入れているわけですが、情報公開と第三者評価の推進ということ。要するに。

○原委員 文章を短くしたいということですか。

○朝川課長 そうということです。

○鈴木委員 だから、これは大阪が要望しているようなことはこの文章で読めるということではないのですか。

○朝川課長 具体的に何をやるかというのは、色々議論があるところだと思いますけれども。

○鈴木委員 それは可能なのですか。

○朝川課長 それはよく議論してみないと分かりません。

○鈴木委員 保育士の待遇に関する情報公開みたいなことです。

○朝川課長 そうなのですが、例えば、賃金テーブルであれば、それ自体の議論が多分あるはずなのです。公開を求められる。

○鈴木委員 それを議論することはできるというように読んでよろしいのですか。

○朝川課長 はい。

○鈴木委員 検討を行う、ですからね。

○原委員 あまりお時間もなさそうなので、御苦労されているのは大変よく分かりますが、ここはもうちょっと何とかありませんかというのは、もう少しこちらでも考えます。

○朝川課長 考えられるのは自由ですが、それも強引に。

○原委員 自由ではなくて、それはこちらに出して投げているのだから。

○朝川課長　そうですけれども、我々としては、今日までに決めなければいけないと言われて、しっかり中での手続を経て出してきたものであるということを経済評価していたでいて、お考えいただければと思います。

○原委員　それは分かりました。

○朝川課長　よろしく申し上げます。

○原委員　あと、何か今伺っておいたほうがいいことはありますか。

○鈴木委員　先ほどの確認ですけれども、基本的に緊急対策の文脈からはもう逃れられないと、緊急対策の中で全部考えてくれということなのですか。

○朝川課長　基本的には、現時点では総ざらいをして緊急対策を一応作っていますので、まず、それをやるべきであるということです。これは侃々諤々政府部内、与党も含めてやって作っています。

○鈴木委員　分かります。それはそうなのですけれども、特区という文脈なのでちょっと違うものですから、特区で考えるということも。

○朝川課長　主体だということをイメージしていますので。

○鈴木委員　そうか。一番最後でそれが読めるわけですか。

○朝川課長　表現されているわけです。

○鈴木委員　なるほど。分かりました。

○事務局　文末のところ、「検討を行う」で終わっており、検討で終わってしまうようにも読めてしまいますが。

○鈴木委員　それは早急に結論を得るでいいですか。

○事務局　はい。

○朝川課長　この文章の構造はまず、1段目があって、2段目をその際含め検討するですから、結論を得るでしたか。

○事務局　そうですね。早急に結論を得るで。

○朝川課長　結論を得るといっているのであれば、それは1段目に書くべき内容なのです。ただ、これは要するに、当然その時々で結論は出していく話なのですけれども、待機児童対策は色々なものがあるわけです。

だから、その実施状況に応じて当然また、予算があれば予算のときに一定の結論を出していきますし、色々なものをしていきますから、結論を出すを書くことの意味がよく分かりませんが、書くのであれば、上の方に書くということです。それも早急かどうか、いつでも結論を出していくわけですから、検討を行い、結論を出すということだと思っておりますが、これで十分、常にやっていくということですから、表現できていると我々は思っています。

○鈴木委員　石破大臣はそう思っていないですね。

○原委員　わざわざそこは気を付けてくださいと申し上げている点なのですから、そこまで省内で手続を踏んでここまでおっしゃるのだったら。

○朝川課長 それは踏んで持ってきています。

○原委員 そこまで言われるのだったら、そこはちゃんと配慮してください。

○朝川課長 配慮して、それも含めて考えて、この表現を作ってきていますので、もし、本当にそれが必要なのであれば、上の方で、検討を行い結論を出すだと思います。

○原委員 そこも含めてもう一回こちらで協議します。

○朝川課長 よろしく申し上げます。